

## 神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表（案）

(新)

第 1 条 (同右)

第 2 条 (同右)

第 3 条 (略)

(部門)第 4 条 センターに、必要に応じ部門を置くことができる。2 部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。(職員)

第 5 条 (同右)

第 6 条～第 14 条 (略)

(雑則)

第 15 条 (同右)

附 則 (令和元年 月 日)この要項は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(旧)

(設置)

第 1 条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、惑星科学に関する知見の集積と人的交流の場を形成し、もって惑星科学に関する学術研究水準の向上と世界に活躍する人材の育成を目指すとともに、開かれた国際共同利用研究センターとして機能することを目的とする。

第 3 条 (略)

(職員)

第 4 条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長と副センター長のうちいずれか 1 人は、理学研究科に主に配置された神戸大学の専任教授（特命教員を除く。）とする。

第 5 条～第 13 条 (略)

(雑則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議に基づき、理学研究科が定める。